

50代～80代の ライフプランニング

ファイナンシャルプランニング_28
ー相続の準備_②ー

2024.12. 26

小川FP・行政書士事務所

小川 佳宏

50代－80代~で特に重要ないくつかのことって何だろう？

- 1 今までのキャリアの棚卸をしていつまで就労するか考えていますか？
- 2 公的年金の受給方法と社会保険の壁を知っていますか？
- 3 今、入っている生命保険や医療保険を知っていますか？
- 4 住宅の購入、買い替えを検討していますか？
- 5 自分の資産運用について考えて実行していますか？
- 6 将来、できるだけ介護のお世話にならないように気を付けていますか？
- 7 相続の準備や遺言書は書いていますか？
- 8 さあ、家計や人生の棚卸をして人生100年時代を楽しく準備しましょう。

リタイアメント
ライフプランニング
(※)

※50代でリタイアメントするという意味ではなく、役職定年、定年、第二定年と就労関係のイベントがきますので、早めに意識、準備していく必要があるということです。

相続の準備

法定相続人のことは、先生の記事で既に勉強しましたので配偶者は常に法定相続人であり、第1順位（子）、第2順位（親）、第3順位（兄弟姉妹）は理解しています。



法律だけでなく、自分事としてとらえることが大切です。

遺留分も第3順位の兄弟姉妹にないことも理解しています。もし子供がおらず、両親も他界していたら兄弟に相続権が移ると妻も気乗りがしないかもしれないですね。



ご主人の御兄弟と奥様が面識もあり仲がよければお話し合いをすればよいでしょうが、疎遠だとちょっと遺言書がなく遺産の分割協議をするのも億劫かもしれませんね。



まあ、私は主人の御兄弟は知っているけど特段、仲がよいわけでもないし。。



ご主人が遺言書で、「全ての財産を奥様に相続させる」と書けば、遺留分のない御兄弟と協議をする必要はありません。事前にそれとなく言うておくこともよいでしょう。



相続の準備

そうですね。自分の兄弟は多く兄が既に他界しており2人の子供、つまり私のおいめいですが、協議するにも大変ですね。



後、典型的なのは借金を遺して相続が発生すると、奥様と子は共に相続放棄をしてご両親が他界していると御兄弟に移ります。借金のことを伝えずに相続放棄すると御兄弟がその借金の返済義務が移るので、これは絶対に事前にお伝えしておかなければいけません。



私は住宅ローンが少し残っていますが、自分の相続の場合は団信で保険でチャラになる以外、借金はしていないですが、事業とかやっている方はありますね。



はい、そうです。最近、非嫡出子の認知について判例がでました。法律に書いていないことで現実ではいろいろとトラブルになるようです。詳しくは資料を見てください。



非嫡出子の認知って主人に愛人の子がいるってことですか！！



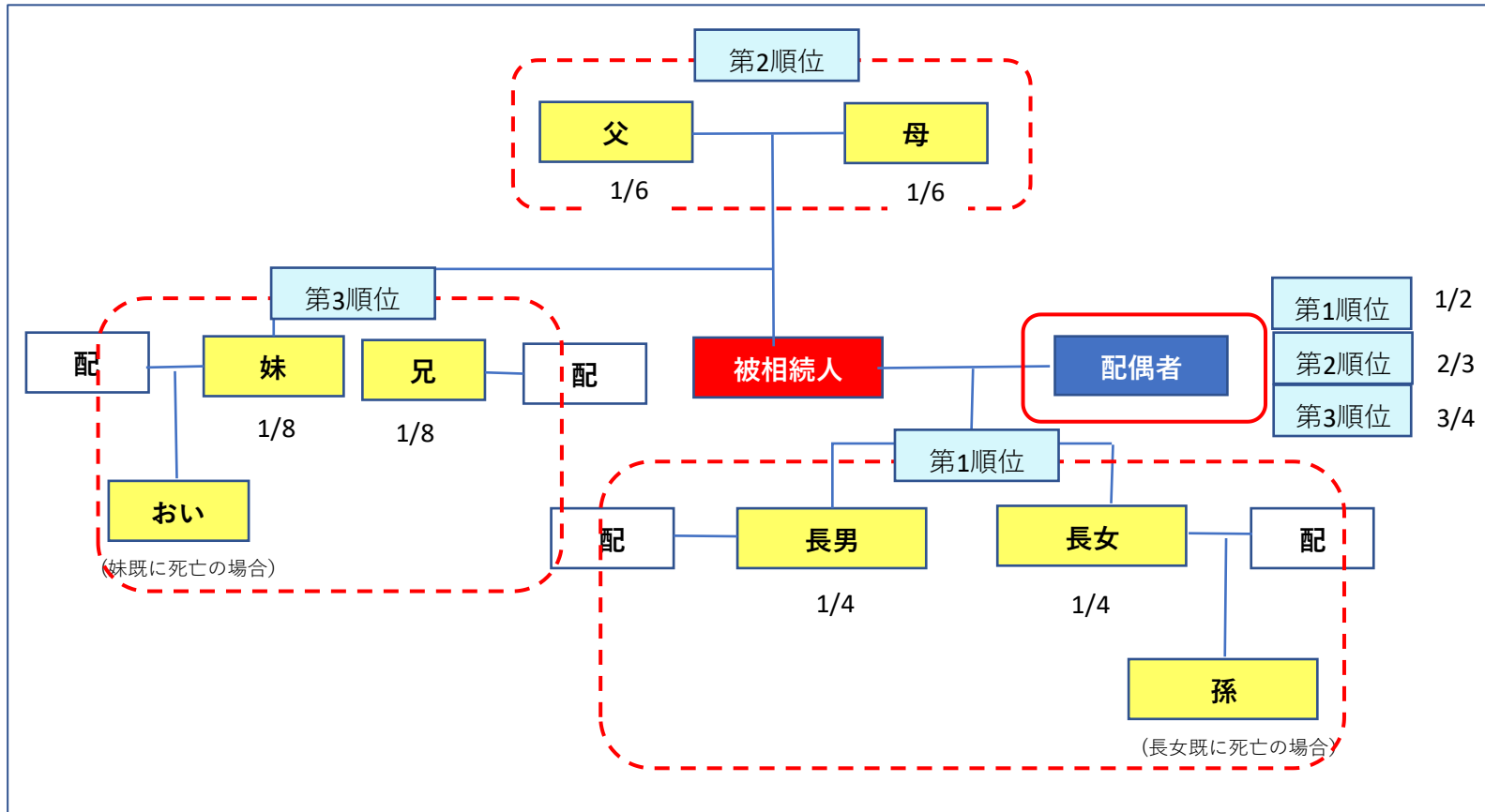
そういうケースのことを言います。ご主人、大丈夫ですね。



本日、是非、知っていただきたいこと

- ✓ 法定相続人とその順位を理解して、ご自分の家ではどうなるのか確認しておきましょう。
- ✓ 兄弟姉妹（第三順位）の法定相続人を除き、法定相続人には遺留分があります。極端な財産配分は争い事の原因をつくるかもしれません。
- ✓ 代襲相続、相続放棄、非嫡出子の認知についてトラブル事例を紹介します。誰にでも起こりうる事例です。準備と対策が必要になります。

第1順位の人がいれば第2順位以降の人は相続人になりません。



✓ 相続人の範囲と優先順位は法律で決まっています。

✓ <配偶者がいる場合>

第1順位：配偶者＋子

第2順位：配偶者＋直系尊属
(父母)

第3順位：配偶者＋傍系血族
(兄弟 姉妹、甥姪(代襲相続))

上位の相続人が健在であれば、下位の相続人は相続人にならない。

相続人でない人に財産を遺す場合は
遺言書が必要になる。

✓ <内縁関係の配偶者>

法定相続人ではない。

✓ <配偶者がいない場合>

独身：両親 (⇒祖父母) ⇒兄弟姉妹

死別、離別：子供

遺留分とは法定相続人に最低限保障されている被相続人（なくなった人）の財産の取り分です。

第1順位	法定分	遺留分
配偶者	1/2	1/4
子1（実子）	1/4	1/8
子2（養子）	1/4	1/8

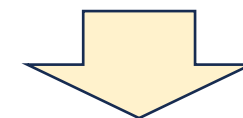


しかし、養子の分は0とした。。。

第1順位	遺言書	
配偶者	1/2	合計で1/8請求される
子1（実子）	1/2	
子2（養子）	0	

1年以内

第3順位	法定分	遺留分
配偶者	3/4	1/2
兄	1/8	なし
姪（姉死亡）	1/8	なし



しかし、全部、配偶者に相続させるとした。。でも、

第1順位	遺言書	
配偶者	4/4	請求なし
兄	0	なし
姪（姉死亡）	0	なし



兄弟姉妹（甥姪）には遺留分がないので、遺言を書くことで全部、配偶者に相続させることができます。

法定相続人と 代襲相続

夫の兄弟はあった
こともない人も
いるし。。



妻

3/4

子供がいない
(第1優先順位)



夫

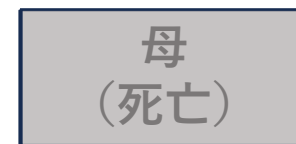
家、預貯金

遺言書
なし



父
(死亡)

親は他界
(第2優先順位)



母
(死亡)



兄

(死亡)

1/16



弟

1/16



姉

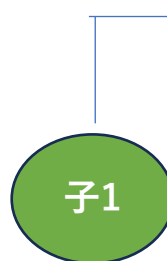
1/16



妹

1/16

兄弟姉妹
(第3優先順位)



子1

子
(兄の代襲相続人)

1/32



子2

1/32

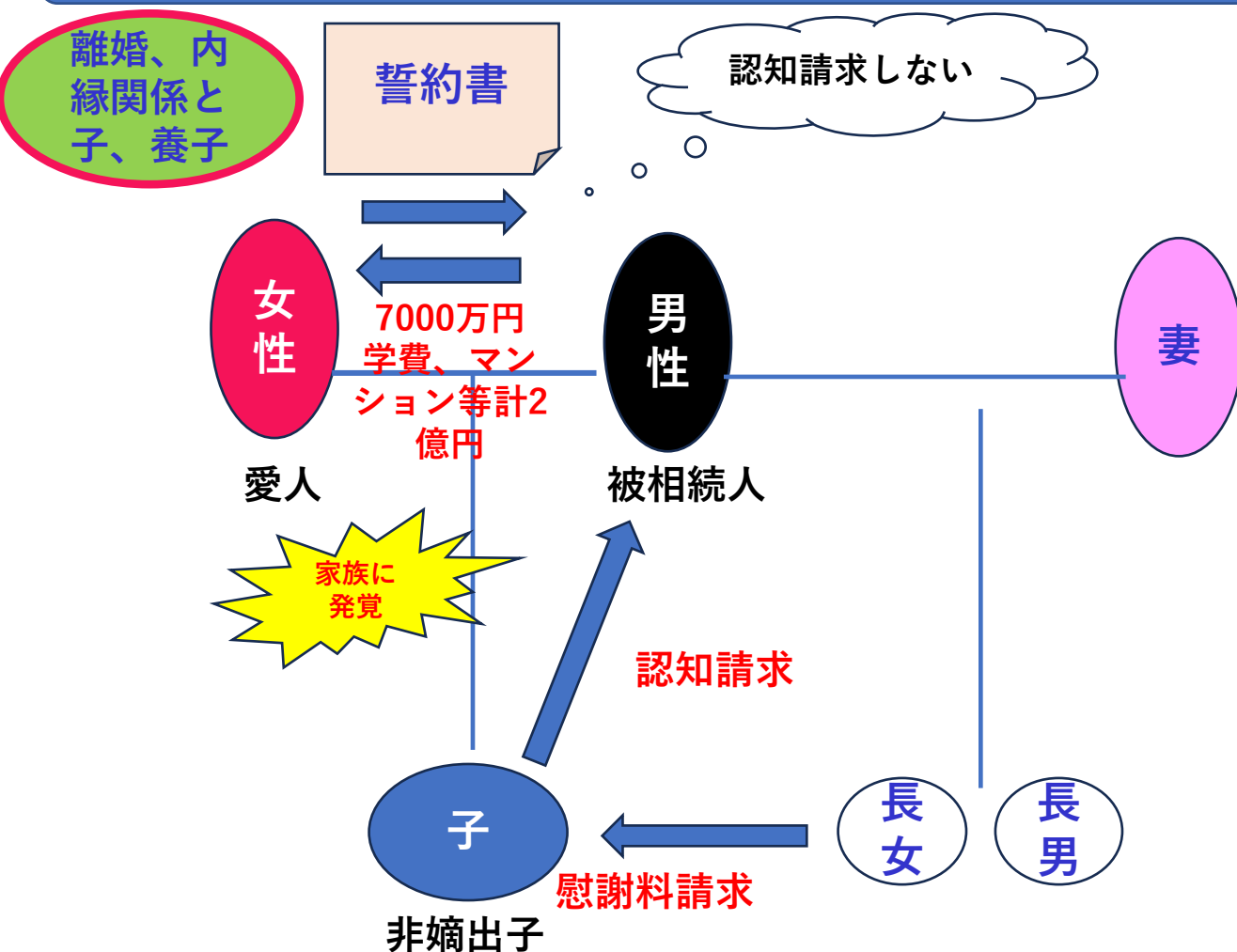
遺産分割協議が必要になり、分け
方で揉めたり、そもそも大きな
労力がかかったりします。

遺言書を書いておくべきだった！

非嫡子の認知に関する裁判所判例

親と子の立場から

被相続人に隠し子があった場合の認知請求の判例です。相続人は早めに確定しましょう。



家庭裁判所はDNA検査で子の認知請求を認める審判



その後、12日後に被相続人が死亡したため失効
(確定に14日が必要)



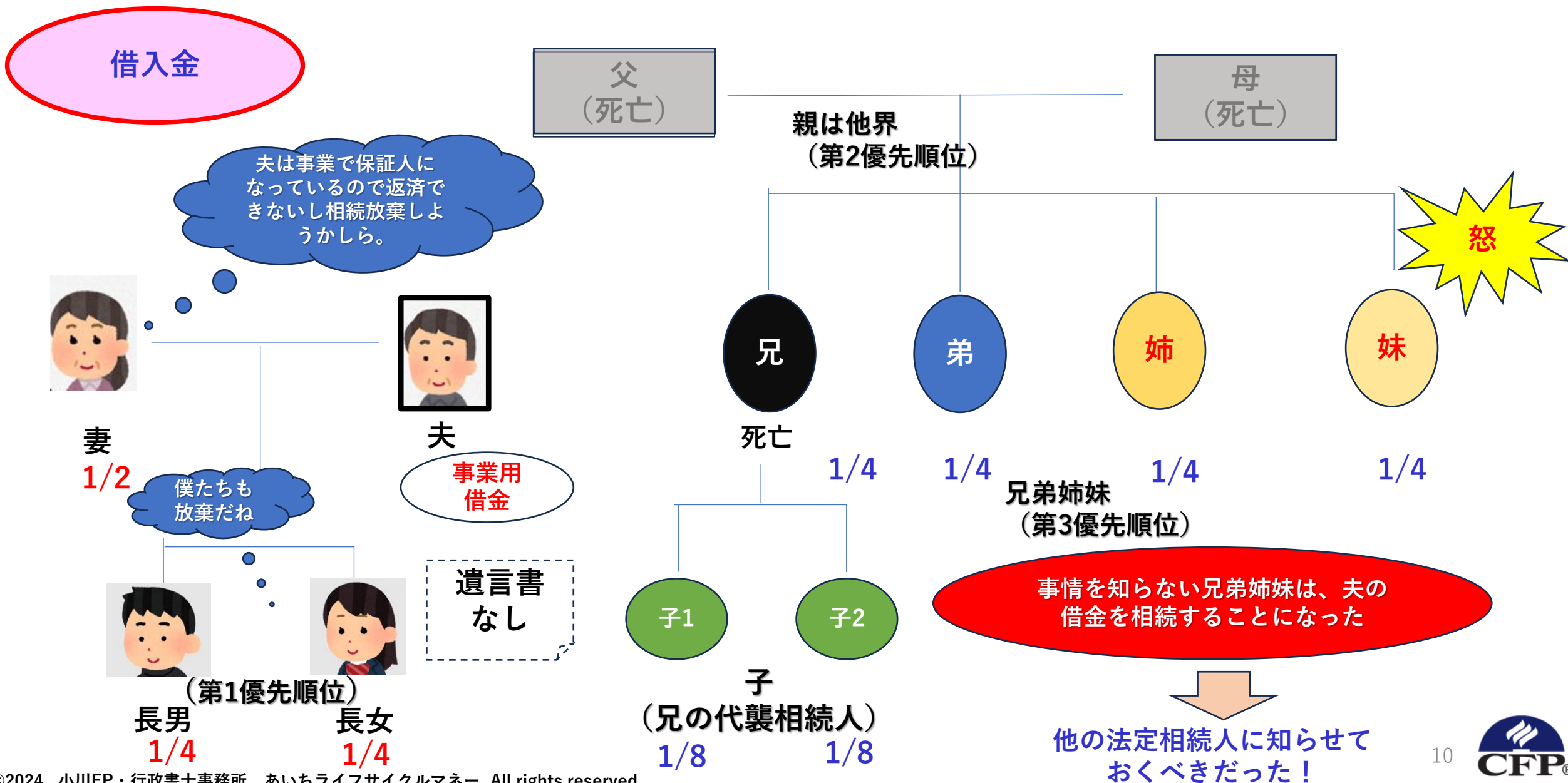
子が死後認知請求をした (死後3年以内可能)



裁判所は、誓約書の内容が子の認知請求権を放棄
する内容になっていないので、子の認知請求を認
めた (確定)



非嫡子による親の死後認知が認められたので、
法定相続人になった。



Thinking time !

相続の準備について親と子で話し合う機会を作りましょう。

ご自分の法定相続人

- ・ ご自分の家族の法定相続人を理解していますか。
- ・ お一人の場合でその親も他界していると第3順位の兄弟姉妹になります。もしご自分に当てはまる場合は何か準備や対策をしますか。



トラブル事例

- ・ ご自分の相続で何かトラブルが発生する事態は予想できますか。
- ・ もしそうなら、何等かの手当をしていますか。又はするおつもりですか。

業務範囲 ～当事務所で取扱相談範囲について～

● 個人のお客様のご相談

◆ ライフプランニング

お金の将来を見えるようにします

◆ 贈与・相続支援

ご家族の誰にもご納得いただけるようなプランニングをします

◆ 任意後見・家族信託

移行型任意後見契約や家族信託の利用をご支援します

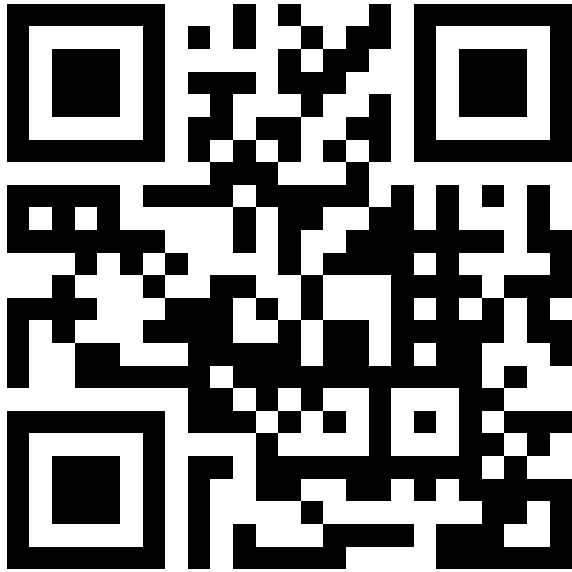
● 各種セミナー

◆ 世代別セミナー

◆ テーマ別セミナー

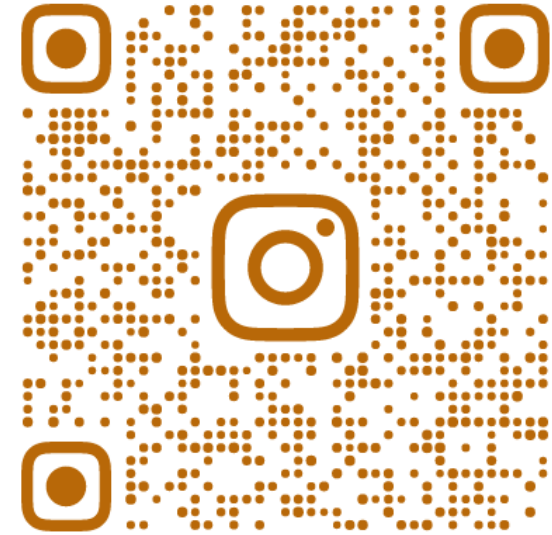
詳細はホームページとインスタをご覧ください

ホームページ



<https://www.fp-aichi-lcm.jp>

インスタグラム



@FP_YOSHISAN